

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和6年11月29日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和5年第101号
対象土地	京都市伏見区片桐町1番
	京都市伏見区鍋島町8番